別表十七(二の二)付表の記載要領第１号中「から第７項まで」を削り、同第二号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、「の場合」の次に「又は令和２年改正法附則第125条第１項（対象純支払利子等に係る課税の特例に関する経過措置）に規定する承認の取消しの場合、取りやめの承認の場合若しくは連結納税終了の場合」を加え、「同項」を「これら」に、「同条第１項」を「租税特別措置法第66条の５の３第１項」に、「みなされる同法」を「みなされる令和２年旧措置法」に、「同法第66条の５の３第７項」を「令和２年旧措置法第66条の５の３第７項又は令和２年改正法附則第125条第４項」に改める。

別表十七(三)の記載要領第１号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第三号中「同法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表十七(三)付表１の記載要領第１号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（第５号及び第６号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第五号中「同法」を「令和２年旧措置法」に改め、「又は」の次に「法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和２年財務省令第56号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則」を加え、同第六号中「同法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表十七(三)付表２の記載要領第１号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（第８号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第五号中「第39条の117第２項第４号」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（第７号において「令和２年旧措置法施行令」という。）第39条の117第２項第４号」に改め、同第七号中「第39条の117第２項第５号」を「令和２年旧措置法施行令第39条の117第２項第５号」に改め、同第八号中「同法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表十七(三の二)の記載要領第１号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第９号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「同法」を「令和２年旧措置法」に、「同令」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和２年旧措置法施行令」という。）」に改め、同第三号及び第四号中「同令」を「令和２年旧措置法施行令」に改め、同第五号中「又は」の次に「令和２年旧措置法施行令」を加え、同第六号中「同令」を「令和２年旧措置法施行令」に改め、同第七号及び第八号中「又は」の次に「令和２年旧措置法施行令」を加え、同第九号中「同法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表十七(三の三)の記載要領第１号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「又は」の次に「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和２年旧措置法施行令」という。）」を加え、同第三号中「第68条の90第６項第１号イ」を「令和２年旧措置法第68条の90第６項第１号イ」に改め、同第四号中「又は」の次に「令和２年旧措置法」を加え、同第五号及び第六号中「又は」の次に「令和２年旧措置法施行令」を加え、同第七号中「第68条の90第２項第６号」を「令和２年旧措置法第68条の90第２項第６号」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「第68条の90第２項第７号」を「令和２年旧措置法第68条の90第２項第７号」に改め、同第八号中「又は」の次に「令和２年旧措置法施行令」を加え、同第九号中「第39条の117の２第10項第２号」を「令和２年旧措置法施行令第39条の117の２第10項第２号」に改め、同第十号中「又は」の次に「令和２年旧措置法施行令」を加え、同第十一号中「、又は」の次に「法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和２年財務省令第56号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（以下この記載要領において「令和２年旧措置法施行規則」という。）」を加え、「同令」を「租税特別措置法施行規則」に、「第22条の76第28項各号列記以外の部分」を「令和２年旧措置法施行規則第22条の76第28項各号列記以外の部分」に、「第22条の76第29項」を「令和２年旧措置法施行規則第22条の76第29項」に改め、同第十二号(一)中「同令」を「令和２年旧措置法施行規則」に改め、同第十五号中「第68条の90第６項第１号」を「令和２年旧措置法第68条の90第６項第１号」に改め、同第十六号中「又は同令」を「又は令和２年旧措置法施行規則」に、「(同令」を「(租税特別措置法施行規則」に改め、同第十八号中「同法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表十七(三の三)付表の記載要領第１号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第５号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「第39条の117の２第20項各号」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号及び第４号において「令和２年旧措置法施行令」という。）第39条の117の２第20項各号」に、「第68条の90第２項第６号」を「令和２年旧措置法第68条の90第２項第６号」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「第68条の90第２項第７号」を「令和２年旧措置法第68条の90第２項第７号」に、「第68条の90第６項第８号」を「令和２年旧措置法第68条の90第６項第８号」に改め、同第三号及び第四号中「又は」の次に「令和２年旧措置法施行令」を加え、同第五号中「同法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表十七(三の四)の記載要領第１号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号及び第６号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「又は」の次に「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」を加え、同第三号中「第68条の90第８項各号列記以外の部分」を「令和２年旧措置法第68条の90第８項各号列記以外の部分」に改め、同第六号中「同法」を「令和２年旧措置法」に改める。